



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

山梨労働局

山梨労働局発表
平成30年5月7日

山梨第13次労働災害防止計画を策定しました

(計画期間：2018年度～2022年度)

～「労働者の安全と健康確保を当然のこととして受け入れていく社会の実現」～

山梨労働局（局長 木幡繁嗣）は、労働安全衛生法（昭和47年）法律第57号）第6条の規定に基づき策定された国の「第13次労働災害防止計画」を基本とし、山梨県内における労働災害の動向等を踏まえた「山梨第13次労働災害防止計画」（以下「計画」という。）

を策定しました。（[概要は別紙1](#)、[本文は別紙2](#)参照）

山梨労働局及び各労働基準監督署は、労働災害防止団体、関係業界団体等と緊密な連携の下、本計画の目標達成に向けた取組を行います。